

学校整備基本構想・基本計画策定支援業務委託
評価基準書

令和6年3月

葉山町教育委員会

教育総務課

目 次

第 1 評価基準書の位置づけ	1
第 2 評価の概要	1
1 評価方式	1
2 評価委員会の設置	1
第 3 審査・評価の流れ	2
第 4 資格審査	3
1 資格審査	3
2 応募資格審査結果の通知	3
第 5 提案審査・評価	3
1 提案書類の確認	3
2 提案価格審査	3
3 技術評価	3
4 評価の得点化	3
第 6 参加者の順位の決定	4
第 7 受託候補者の決定・公表	4

添付書類

別紙 評価項目（案）

第1 評価基準書の位置づけ

学校整備基本構想・基本計画策定支援業務委託評価基準書（以下、「評価基準書」という。）は、葉山町（以下「本町」という。）が学校整備基本構想・基本計画策定支援業務委託（以下「本委託」という。）の実施にあたって、受託候補者を選定するための方式及び評価の基準等を示すものである。

第2 評価の概要

1 評価方式

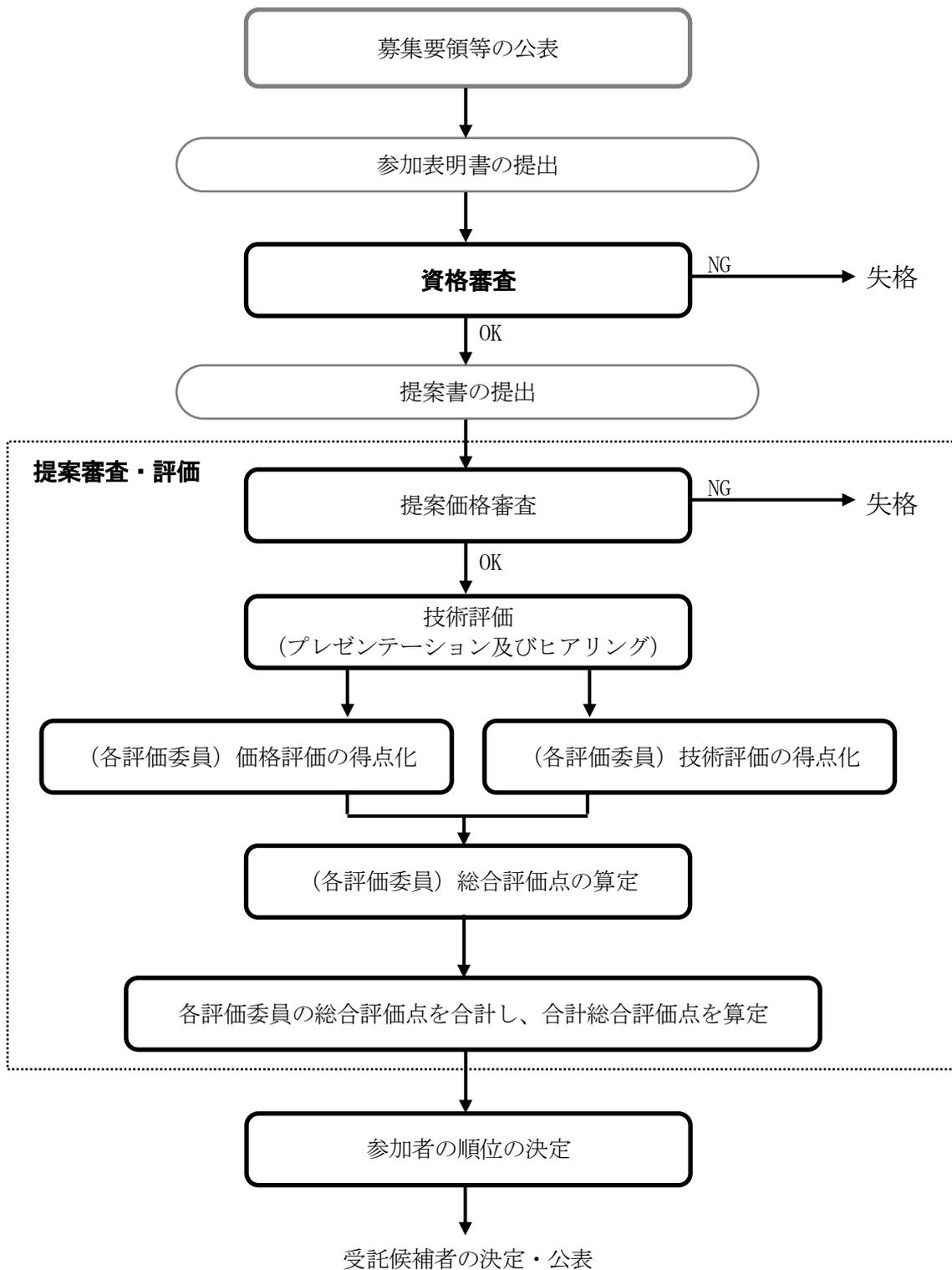
本委託は、学校整備基本構想・基本計画の策定にあたり、専門的な知識や豊富な経験を要するもので、受託候補者の選定にあたっては、提案価格のほかに、技術的な提案内容も評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2 評価委員会の設置

提案内容の技術評価にあたっては、学校整備基本構想・基本計画策定支援業務委託評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において行う。

第3 審査・評価の流れ

図1 審査の進め方



第4 資格審査

1 資格審査

資格審査では、参加表明者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募資格を満たしているか否かを確認する。本審査は本町の事務局が実施し、応募資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は次のとおりとする。

審査事項	審査の内容
応募資格要件	実施要領の各項目

2 応募資格審査結果の通知

本町は、応募資格審査の結果を参加表明者に通知する。

第5 提案審査・評価

1 提案書類の確認

本町は、参加者から提出された提案書類がすべて揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

2 提案価格審査

本町は、参加者が提出した提案価格が、上限提案価格以内であることを審査する。

上限提案価格を超える場合は失格とし、提案価格が著しく低い参加者については、プレゼンテーション及びヒアリング時に提案価格の妥当性等について確認を行う。

3 技術評価

評価委員会は、参加者が提出した提案内容に対して、予め設定した評価項目に基づき評価を実施する。評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

4 評価の得点化

(1) 評価点の考え方

評価点については、各評価委員の価格評価点（5点満点）と技術評価点（95点満点）の合計（総合評価点（100点満点））の総和から合計総合評価点を算定する。

各委員総合評価点 (満点 100 点)	=	価格評価点 (5 点)	+	技術評価点 (95 点)		
合計総合評価点	=	委員① (総合評価点)	+	委員②	+	委員③・・・

(2) 価格評価の得点化

価格評価点は、次の方法により得点化する。

$$\text{価格評価点} = (\text{上限提案価格} - \text{提案価格}) / (\text{上限提案価格} - \text{最低提案価格}) \times 5 \text{点}$$

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

提案価格が著しく低く、プレゼンテーション及びヒアリングによって提案価格の妥当性が認められない提案については失格とし、次に低い提案価格を最低提案価格として算定する場合もある。

(3) 技術評価の得点化

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い得点化する。

なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

表1 技術評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	やや優れている	配点×0.60
D	標準	配点×0.40

第6 参加者の順位の設定

各参加者の合計総合評価点をもとに、順位を設定する。ただし、合計総合評価点と同点の場合は、技術評価点が最も高い参加者を選定する。合計総合評価点及び技術評価点と同点の場合は、評価委員会の多数決をもって決定する。

第7 受託候補者の決定・公表

評価委員会の決定した参加者の順位を、葉山町契約指名業者選考特別委員会に諮り受託候補者を決定し、参加者へ個別に通知するほか、結果の概要については本町のホームページにおいて公表する。